

令和 6 年 8 月 2 2 日  
総合教育会議

「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱」の変更について

1 前回総合教育会議（令和 5 年 6 月 27 日）

第四次教育振興基本計画を策定するにあたり、総合教育会議にて決定された「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱」（以下「教育大綱」という。）の内容について協議した。

※以下、議事録より抜粋

(1) 教育大綱と教育振興基本計画の位置づけについて

- ・教育振興基本計画は、最高会議である総合教育会議にて決定された教育大綱を踏まえて策定を行うものである。
- ・第四次教育振興基本計画は、現行の教育大綱に沿って策定作業を進める。
- ・教育振興基本計画の内容において、新たな視点や課題が発生するということであれば、教育大綱もシンクロして総合教育会議にて議論を行う。

(2) 教育大綱の変更について

- ・大綱は網羅的に必要な要素は入れ込み、基本的には頻繁に改正する必要がないように作成しているが、全く観点になかった、例えばDX等の新しい技術も必要となるかもしれない。
- ・第二～第四については、その時なかった観点があれば入れていく必要がある。
- ・国の教育振興基本計画では、グローバル化や自己肯定感等がキーワードとなっているので、必要があれば見直しを行う。

(3) その他

- ・例えば大綱に、「自立して社会を生きぬく」とあるように、新型コロナウイルスのように、今後予測のつかないような大きな変化があった際にも対応できるように、大きく包括できるような作り方もよい。
- ・コミュニティスクールになったことを受け、地域とともに学校を作るという視点も強く打ち出せるとよい。
- ・大綱で各論になりすぎると教育振興基本計画そのものになってしまうため、この5年間で特に重点的に取り組みたいものをイメージするとよい。
- ・家庭の地域力の向上を、学校単独で発揮することは難しい。家庭や地域と一体となった教育力の向上の視点があるとよい。
- ・教育振興基本計画の取組と教育大綱の視点の不足する部分がわかりやすくなるので、教育大綱の第4にすべて紐づけを行うことも方法である。

## 2 第四次教育振興基本計画総論案の策定経過について

- (1) 令和5年11月7日 第1回第四次稲城市教育振興基本計画策定委員会  
 ・第四次稲城市教育振興基本計画策定にあたって  
 ・アンケート調査の実施について
- (2) 令和5年12月及び令和6年1月 「第四次稲城市教育振興基本計画」策定に係るアンケート調査

## ア 調査の方法

調査名	対象者	調査方法	調査期間
小学生アンケート	市立小学校の3年生～6年生のうち各学年2クラス	学校を通じて配布・インターネットでの回収	令和5年12月
中学生アンケート	市立中学校の1年生～3年生のうち各学年2クラス		
保護者アンケート	市立小学校5年生・中学校2年生のうち各学年2クラスの児童・生徒の保護者		
市民アンケート	無作為抽出した市内在住の16歳以上の市民	郵送にて配布・郵送又はインターネットでの回収	令和5年12月及び令和6年1月

## イ 回収状況

調査名	配布数	回収数	回収率
小学生アンケート	2,697	2,163	80.2%
中学生アンケート	1,187	1,009	85.0%
保護者アンケート	1,162	404	34.8%
市民アンケート	2,000	586 ( 郵送回答309 インターネット 回答277 )	29.3%

- (3) 令和6年3月28日 第2回第四次稲城市教育振興基本計画策定委員会  
 ・アンケート調査の結果について  
 ・第三次稲城市教育振興基本計画の評価について  
 ・第四次稲城市教育振興基本計画策定について
- (4) 令和6年7月18日 第3回第四次稲城市教育振興基本計画策定委員会  
 ・第四次稲城市教育振興基本計画総論案策定について

### 3 教育大綱の変更案について

教育大綱について、次の視点により変更案を作成した。(詳細は別紙1のとおり。)

(1) 第二 教育目標「生涯にわたり学習意欲と社会参画意識をもった人間」の追加  
生涯学習を通じて自らの向上や地域や社会への貢献の意欲をもちながら地域社会の担い手となる人を尊重する社会が目指されるべきである。

また、教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図るための学習は生涯を通じたウェルビーイング(※)の実現につながる重要な意義を有するため、「生涯学習」の考え方を明確に、教育大綱の「教育目標」にも追加する。

※ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念  
(出典：文部科学省「第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）」)

(2) 第四 施策の柱1「家庭や地域における学びの推進と連携」

①「(1) 家庭の教育力の向上」⇒「(1) 家庭の教育力の向上支援」

教育の原点である家庭の教育力の向上を図るために項目として設け、本項目に基づき地域教育懇談会、公民館、図書館、児童館、子育て支援事業、子育て相談事業、要保護児童対策地域協議会などが実施されている。

家族形態の変容や地域のつながりの希薄化などに対応しながら、多岐にわたる事業を展開して、家庭の教育力向上を支援する必要があるため「家庭の教育力の向上支援」と改定する。

②「(3) 地域力を高め活かす教育の推進」⇒「(3) 地域力を高め活かす取組の推進」

地域コミュニティを維持発展させていくためには、地域の教育力を活かした地域づくりが求められる。今後、家庭、学校、地域、関係機関や団体の地域の多様な主体が、コミュニティスクール、地域教育懇談会、地域の教材を活用した教育の推進など連携・協力して取組み、地域力を高め活かす必要があることから「地域力を高め活かす取組の推進」と改定する。

(3) 第四 「施策の柱2「未来を創造し生きぬく力」の推進」

①「(3) 21世紀に活躍する人間の育成にふさわしい教科書の採択」

⇒「(3) 平和で民主的な国家及び社会の形成者の育成にふさわしい教科書の採択」

教育大綱を策定した際、将来を担う稲城の子どもたちにふさわしい教科書を採択することの重要性を掲げるため、教育大綱に記載した。

21世紀に入り20年が経過した現在、教育基本法及び大綱序文に掲げた理念を体現するため、改めて教科書の採択について施策の柱の項目に掲げるとともに、文言を大綱序文に基づき改定する。

- ②「(5)未来社会の担い手を育む教育としての持続発展教育（E S D）の推進」  
⇒「(5)持続可能な社会の創り手を育む教育（E S D）の推進」

平成27年9月、国際社会全体で取り組む「持続可能な開発目標（S D G s）」が掲げられたことに伴い、新学習指導要領においても「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられている。

稲城市ではこれまでE S Dを学校教育の中心に据え、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めてきたが、S D G sの考え方を取り入れた項目として改定する。

- ③「(6)教育環境の整備」⇒「(6)多様なニーズに対応した教育の推進」

稲城市における特別支援学級に在籍又は特別支援教室に入室する児童の増加、小中学校における不登校の出現率の増加、外国人住民数の増加など、過去5年間の調査結果などから、多様な教育ニーズが増加していることが認められる。

画一的な教育ではなく、今後も一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実させるため、特別支援教育、不登校対策、就学相談事業等に焦点を当てた項目として改定する。

- ④「(7)学校施設・設備の充実」⇒「(7)子どもたちの学びを支える教育環境の整備」

これまでも記載していた学校施設の改修工事や施設設備の点検のほか、新たに始めたGIGAスクール構想に伴うICT環境の整備、校務支援システムなどの教育DXの推進が始まっている。その他、これまでも取り組んできた教員の資質能力の向上、学校の経営力の向上、学校における働き方改革の推進などを併せて「(7)子どもたちの学びを支える教育環境の整備」として改定する。

#### 4 今後の予定について

##### (1) 令和6年9月及び10月

- ・(総論案)第四次稲城市教育振興基本計画策定委員会での検討
- ・(総論案)教育委員会報告
- ・(総論案)市議会報告

##### (2) 令和6年11月及び12月

- ・(総論案)市民意見公募
- ・(総論案及び各論案)第四次稲城市教育振興基本計画策定委員会での検討
- ・(総論案及び各論案)小中学校、保育所及び幼稚園に対する意見聴取

##### (3) 令和7年1月から3月まで

- ・(計画最終案)稲城市総合教育会議報告
- ・(計画最終案)第四次稲城市教育振興基本計画策定委員会での検討
- ・(計画最終案)教育委員会報告
- ・(計画最終案)市議会報告
- ・計画決定

以上

ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱変更案対比表

変更後（案）	現行の教育大綱
変更なし	<p>人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民を育成することを目的とする教育基本法及び、目的を実現するため法第二条に掲げられた達成すべき教育の目標、国の教育振興基本計画における目指すべき教育の姿を踏まえ、次のとおり教育大綱を定め、この大綱を踏まえて稲城市教育振興基本計画を策定するものとする。</p>
変更なし	<p>第一 大綱</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 義務教育修了までに、すべての子どもに公共の精神を尊び、自立して社会を生きぬくための基礎の育成</li> <li>2 生命・自然を大切にすることを養うこと</li> <li>3 先人たちの伝統・文化を継承しながら、我が国と郷土を愛し、稲城市民であることに誇りが持てる態度を養うこと</li> <li>4 個人の尊厳を重んずるとともに、市民一人一人が互いに支えあう態度を養うこと</li> <li>5 国際社会の平和と発展に貢献できる人材育成</li> <li>6 市民一人一人が、生涯にわたって自覚を持ってあらゆる機会を通して学習し、未来を切り拓くために、その成果を適切に生かすこと。</li> </ol>
<p>第二 教育目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間</li> <li>2 社会の一員として、持続発展可能な社会や地域づくりに貢献できる人間</li> <li>3 自ら考え判断し行動する、個性と創造力豊かな人間</li> <li>4 生涯にわたり学習意欲と社会参画意識をもった人間</li> </ol>	<p>第二 教育目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間</li> <li>2 社会の一員として、持続発展可能な社会や地域づくりに貢献できる人間</li> <li>3 自ら考え判断し行動する、個性と創造力豊かな人間</li> <li>4 (新設)</li> </ol>

変更後（案）	現行の教育大綱
<p>第三 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人権尊重の精神と社会貢献の精神の育成</li> <li>2 豊かな個性と創造力の伸長</li> <li>3 学校経営の改革と市民の教育参画の推進</li> <li>4 生涯学習とスポーツの振興</li> </ol>	<p>第三 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成</li> <li>2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長</li> <li>3 「学校経営の改革」と「市民の教育参画」の推進</li> <li>4 「生涯学習」と「スポーツ」の振興</li> </ol>
<p>第四 施策の柱</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 家庭や地域における学びの推進と連携 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭の教育力の向上支援</li> <li>(2) 幼児期からの教育の推進</li> <li>(3) 地域力を高め活かす取組の推進</li> </ol> </li> <li>2 「未来を創造し生きぬく力」の育成の推進 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 確かな学力の育成</li> <li>(2) 豊かな心や創造性の涵養</li> <li>(3) 平和で民主的な国家及び社会の形成者の育成にふさわしい教科書の採択</li> <li>(4) 健康で安全に生活する力の育成</li> <li>(5) 持続可能な社会の創り手を育む教育（ESD）の推進</li> <li>(6) 多様なニーズに対応した教育の推進</li> <li>(7) 子どもたちの学びを支える教育環境の整備</li> </ol> </li> <li>3 市民の生涯にわたる学習活動の振興 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生涯学習の推進</li> <li>(2) スポーツ・レクリエーション活動の振興</li> </ol> </li> </ol>	<p>第四 施策の柱</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 家庭や地域における学びの推進と連携 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭の教育力の向上</li> <li>(2) 幼児期からの教育の推進</li> <li>(3) 地域力を高め活かす教育の推進</li> </ol> </li> <li>2 「未来を創造し生きぬく力」の育成の推進 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 確かな学力の育成</li> <li>(2) 豊かな人間性の涵養</li> <li>(3) 21世紀に活躍する人間の育成にふさわしい教科書の採択</li> <li>(4) 健康・安全に生活する力の育成</li> <li>(5) 未来社会の担い手を育む教育としての持続発展教育（ESD）の推進</li> <li>(6) 教育環境の整備</li> <li>(7) 学校施設・設備の充実</li> </ol> </li> <li>3 市民の生涯にわたる学習活動の振興 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生涯学習の推進</li> <li>(2) スポーツ・レクリエーション活動の振興</li> </ol> </li> </ol>